

# 【記載例】軽自動車の届出書・登録自動車の変更届出用

届出内容の該当する方に、○印をつける。

- 「新規」～ ①軽自動車を取得した場合(軽自動車の適用地域以外から適用地域に変更した場合を含む)。  
 ②運送事業用自動車(営業ナンバー車両)を自家用自動車に変更した場合  
 「変更」～ 登録自動車若しくは軽自動車の「保管場所の位置」を変更した場合

届出に係る自動車の、該当する方に○印をつける。  
**【登録】** 軽自動車以外の登録自動車(普通自動車等)  
**【軽】** 軽自動車の場合

赤枠の欄は、全て車検証のとおり記載する。

第12号様式(第5号の2) 自動車保管場所届出書(新規・変更) 自動車区分 登録(軽)

車名 ダイハツ スズキ 三菱 スバル など	型式 メーカー名のみ 記載する。 ○○-○○○○	車台番号	自動車の大きさ 長さ ○○○ センチメートル 幅 ○○○ センチメートル 高さ ○○○ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置 鹿児島市○○町○丁目○番○号 鹿児島ビル3階 ※注意1	自動車の保管場所の位置 鹿児島市○○町○丁目○番○号 (変更前 鹿児島市△△町△丁目△番△号)	※保管場所標章番号 ○○○○○○○○○ ※注意2	
上記の事項について届出をします。		〒(○○○-○○○) 令和○年○月○日	
○○○○ 警察署長 殿		届出者 住所 鹿児島市○○町○丁目○番○号 鹿児島ビル3階 (○○○)○○○局○○○番 フリガナ カギキヨシタ ○○オキナ ダヒョウトリシツヤクシヤチヨウ カゴシマコウ 氏名 株式会社 ○○会社 代表取締役社長 鹿児島太郎	

※通常は、自動車の保有者(届出者)の住所と同一となります(法人の場合は、その事務所等)。

※車庫や駐車場の所在地(住所)を記載する。  
 ※アパートやマンション等の場合、部屋番号は記載しない(部屋の中に車は止めないため)。  
 ※「変更届出」の場合は、変更前の保管場所を記載する。

実際に警察署の窓口で申請する日付を、和暦で記載する(日付誤りも、訂正印が必要となります)。

印鑑登録証明証の住所(住民票の住所又は登記簿の所在地に同じ。)のとおりに記載する。

「収納可能台数」欄  
 届出に係る保管場所(車庫や駐車場等)に、駐車可能な車両の総数を記載する。  
 「現有車両」欄  
 届出に係る保管場所に関し、該当する方に○印をつける。  
 「1 あり」～ 現在、保管場所として使用している車両が他に  
 ある場合(車種ごとに、その台数も記載する。ただし、  
 月極駐車場等の場合は、届出者が賃貸借している  
 駐車スペース分のみ記載可。)  
 「2 なし」～ 他に保管場所として使用している車両がない場  
 合

保管場所の使用権限について、該当するものに○印をつける。  
 「1 自己単独所有」～ 届出者自身の土地又は建物を、保管場所  
 とした場合(自宅の車庫等)  
 「2 他人」～ 他人の土地又は建物を、保管場所とした場合(家族  
 が所有者である自宅車庫や、月極駐車場を借りる場  
 合等)  
 「3 共有」～ 複数の人が共有している人の土地又は建物を、保管  
 場所とした場合(夫婦共同名義の自宅車庫等)

届出に係る保管場所(車庫等)に関し、届出  
 車両が該当するものに○印をつける。  
 「1 新規」～ 1台目として駐車する場合  
 「2 買替」～ 現有車両と入替えとなる場合  
 「3 増車」～ 増車分として駐車する場合

買替えの場合、現有車  
 両の車台番号を記載す  
 る(車検証のとおりに記  
 載)。

届出自動車の車両番号又は登録番  
 号(ナンバー)を記載する。

届出者本人以外の方が代理で申請する場合は、代理  
 人の氏名及び電話番号を記載する(行政書士が代理申  
 請を行う場合で、加除訂正を要する場合や、申請者印  
 を省略する場合は、職印による押印も必要)。  
 また、その代理人について、該当するものに○印を付け  
 る。  
 「1 有」～ 委任状等により代理権を有している場合(届  
 出書の加除訂正等の委任があれば、訂正も  
 可能である者)  
 「2 無」～ 届出書類を提出するだけの使用者の場合

【注意1】「自動車の使用の本拠の位置」について  
 「自動車の使用の本拠」とは、自動車の保有者その他自動車の管理者(点検整備や運行管理を行う者等)の所在地をいい、通常、申請者が「個人」であれば住民登録がなされている住所、「法人」であれば登記がなされている所在地となります。それ以外の場所を「使用の本拠」として申請される場合は、同所で申請可能であるか、事前に申請先の警察署へ確認してください(「使用の本拠」として認められない場所で申請された場合、車庫証明書は交付不能となります)。  
 【注意2】「※保管場所標章番号」について  
 買替えの場合等、「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」が旧自動車と同一である場合は、旧自動車の保管場所標章番号(9桁)を記載することで「所在図」の添付を省略可能です。ただし、警察署長が必要と認めるときは、所在図の提出を求めることがあります。  
 【その他注意事項】  
 ※ 訂正がある場合は、それぞれの訂正箇所を二重線等で消去の上、正しい内容を記載してください(押印は不要です)。  
 ※ 「消せるボールペン」又は「鉛筆」等で作成した書類や、「修正液」又は「修正テープ」等を使用した書類は受理できません。  
 ※ 3枚複写となっている届出書を使用し、手書きで作成する場合は、3枚目まで鮮明に写すよう、筆圧を強くして記載してください(不鮮明な場合は、再作成が必要となる場合があります)。  
 ※ 自宅の車庫を保管場所とする場合は、「届出者住所」、「使用の本拠の位置」及び「保管場所の位置」は同一住所となります。ただし、マンション等、住所に「部屋番号」を含む場合は、「保管場所の位置」に部屋番号は記載しないでください。(部屋の中に、車は止めないため)。  
 ※ 保管場所標章(ステッカー)を交付後は、届出内容の訂正はできません。届出する際は、記載内容に誤りがないか、必ず確認してください(届出内容に誤りがある場合は、再届出となります)。